

J A S 構造材個別実証支援事業助成金公募要領

2 全木連発第 2 2 8 号

第 1 (総則)

J A S 構造材個別実証支援事業 (以下「個別実証事業」といいます。)に係る公募については、この要領に定めるところによるものとします。

第 2 (用語及び定義)

この要領で用いる用語及び定義は次のとおりとします。

ア J A S 構造材

日本農林規格等に関する法律 (昭和25年法律第175号) に基づき制定された日本農林規格 (以下「J A S 規格」といいます。) の「製材 (JAS 1083)」のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材 (乾燥処理を施したものに限りま
す。) 、 「 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 (昭和49年7月8
日農林省告示第600号) 」 、 「 直交集成板 (JAS 3079) 」 、 「 集成材 (平成19年9月
25日農林水産省告示第1152号) 」 のうち構造用集成材 (中断面以上のものに限りま
す。) 及び 「 単板積層材 (平成20年5月13日農林水産省告示第701号) 」 のうち構造
用単板積層材として格付が行われた木材製品をいいます。

イ 構造用製材

J A S 構造材のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材 (乾燥処
理を施したものに限りま
す。) をいいます。

ウ 2 × 4 工法構造用製材

J A S 構造材のうち枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材をい
います。

エ C L T

J A S 構造材のうち直交集成板をいいます。

オ 構造用 L V L

J A S 構造材のうち構造用単板積層材をいいます。

カ 林産物 J A S

J A S 規格が制定され、これに基づき格付が行われた木材製品 (製材、枠組壁工法
構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材、
構造用パネル (JAS 0360) 、合板 (平成15年2月27日農林水産省告示第233号)、フロ
ーリング (JAS 1073) 、素材 (平成19年8月21日農林水産省告示第1052号)) をい
います。

キ その他林産物 J A S

J A S 構造材以外の林産物 J A S の品目及び J A S 構造材の品目のうち、その品目
の部材のすべてが構造耐力上主要な部分 (以下「構造部」という。) 以外の部材と
して使用されるものをいいます。

ク 建築物

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第 2 条第 1 号の建築物又は第 2 号の特殊建築物
をいいます。

ケ 宣言事業者

J A S 構造材活用宣言事業で J A S 構造材活用宣言事業者として登録している事業者をいいます。

コ 個別実証事業者

個別実証事業により選定した実証事業者をいいます。

サ 調達費

当該製品に係る材料費にプレカット加工及び運搬に要する経費を加算した金額をいいます。

第 3 (公募対象助成事業)

個別実証事業が採択された個別実証事業者には、別添 1 「J A S 構造材活用宣言事業者が行う J A S 構造材個別実証支援事業の内容について」に定める事業を実施していただきます。

第 4 (個別実証事業者の申請の要件)

個別実証事業に申請できる者は、個別実証事業の対象物件の建築業者（建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者）であって、以下のすべての要件を満たす者としします。

ア J A S 構造材活用宣言事業の宣言事業者であること。

イ 「別添 1」に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、且つ事業を的確に実施できる能力を有する者であること。

ウ 個別実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。

エ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。

オ 個別実証事業を同年度に 3 件以上申請する者にあっては、3 件目の個別実証事業申請をするまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号）（以下「クリーンウッド法」という。）に基づく登録を受けていること。

カ 個別実証事業を同年度に 3 件以上申請する者にあっては、オに加え、工場全体の原木買取量（若しくは原材料の買取量）を前年（度）実績と同等若しくは増加させることを目的に、山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結した J A S 構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請をすること。

キ 建築基準法第 6 条に規定された建築確認申請（以下「建築確認申請」という。）において実証事業に申請する建物の施工者として確認できる者、又は施工者として確認できる者から J A S 構造材個別実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた者であること。ただし、対象物件の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。

ク 法人格を有する者であること。

第 5 (申請の上限)

個別実証事業者が申請できる一者あたりの上限は、申請する物件の建築確認申請の用

途区分が「長屋」又は「共同住宅」に区分される建築物については5件までとします。

第6（個別実証事業の対象とすることができる物件）

個別実証事業の対象とすることができる建築物は建築確認申請を提出し、且つ次の要件を満たす物件とします。

- ア 建築確認申請等又は建築工事届の建築主が国でないもの。
- イ 3階以下の建築物で戸建ての居住専用住宅及び事業用併用住宅でないもの。
- ウ 建築物において基礎より上部の部分において、本事業以外の国からの助成を受けていないもの。
- エ 新築及び増改築する助成対象の床面積（4階建て未満の建築物の非木造部分を除く）が10㎡を超えるものであること。
- オ 第7に定める指定する部位でJAS構造材を使用した建築物であること。

第7（助成対象木材）

個別実証事業者が「別添1」に定める事業を実施するのに必要な木材のうち助成対象となる木材（以下「助成対象木材」という。）の範囲及び材積は、林産物JASのうちJAS構造材ごとに以下に定めたものとします。なお、助成対象木材は、個別実証事業者が、クリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材とします。

1 構造用製材

- ア 機械等級区分構造用製材の部材の一部は、構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されることを必須とします。
- イ 助成対象の範囲は、機械等級区分構造用製材を構造部に使用する階を対象とし、当該階で使用した林産物JASとします。
- ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する構造用製材の材積及び並びにそれと同量の材積を上限とするその他林産物JASの材積の合計とします。

2 2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用LVL及びCLT

- ア 2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用LVL又はCLTの部材の一部は構造部の壁、床、屋根、横架材のいずれかに使用されることを必須とします。
- イ 助成対象の範囲は、2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用LVL又はCLTを構造部に使用する階を対象とし、当該の階で使用した林産物JASとします。
- ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用LVL及びCLTの材積並びにそれと同量の材積を上限とするその他林産物JASの材積の合計とします。

3 1の構造用製材と2の2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用

L V L 及び C L T を構造部に併用する場合

- ア 機械等級区分構造用製材は、構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されること、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 又は C L T の部材の一部は構造部の壁、床、屋根又は横架材のいずれかに使用されることを必須とします。
- イ 助成対象の範囲は、構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 又は C L T を構造部に使用する階を対象とし、当該の階で使用した林産物 J A S とします。
- ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 及び C L T の材積並びにそれと同量の材積を上限とするその他林産物 J A S の材積の合計を加算した量とします。

第 8（助成金額）

助成金額は以下の 1 から 3 ごとに規定するものとし、1 及び 2 の区分においては、①、②、③を比較し、最も低い金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額とします。

助成額は一件の個別実証事業に対して、15,000,000 円を上限としますが、床面積の合計が 1,000 m² 以上の場合、または第 7 で規定した助成対象となる階が 4 以上の建築物は 30,000,000 円を上限とします。

- 1 構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L
 - ① 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、第 7 の 1 のイ及び 2 のイで規定する助成対象となる階で使用予定の構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L の材積に 50,000 円／m³ を乗じた金額のほか、第 7 の 1 のウ及び 2 のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産物 J A S の調達費に 1／2 を乗じた額を加算した金額。
 - ② 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、第 7 の 1 のイ及び 2 のイで規定する助成対象となる階で使用した構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L の材積に 50,000 円／m³ を乗じた金額のほか、第 7 の 1 のウ及び 2 のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産物 J A S の調達費に 1／2 を乗じた額を加算した金額
 - ③ 第 17 に定める様式 6 号別紙 2 に基づく構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L の調達費に第 7 の 1 のウ及び 2 のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産物 J A S の調達費に 1／2 を乗じた額を加算した金額。
- 2 C L T
 - ① 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、第 7 の 2 のイで規定する助成対象となる階で使用予定の C L T の材積に 140,000 円／m³ を乗じた金額のほか、第 7 の

2のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産物 J A S の調達費に $1/2$ を乗じた額を加算した金額。

- ② 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、第7の2のイで規定する助成対象となる階で使用した C L T の材積に 140,000 円 / m^3 を乗じた金額のほか、第7の2のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産物 J A S の調達費に $1/2$ を乗じた額を加算した金額
- ③ 第17に定める様式6号別紙2に基づく C L T の調達費に第7の2のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産物 J A S の調達費に $1/2$ を乗じた額を加算した金額。

3 1の構造用製材、 2×4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L と2の C L T を構造部に併用する場合

第8の1及び2で算出される助成額を合算したものとします。ただし、第8の1で助成対象に加えたその他林産物 J A S は、第8の2の助成対象のその他林産物 J A S から除外するものとします。

第9（個別実証事業申請書類の作成等）

個別実証事業申請者は、J A S 構造材個別実証支援事業申請書（様式1号）及び付属資料を別添2に定める地域木材団体を経由して、全木連に提出するものとします。

第10（個別実証事業申請書等の提出期限等）

1 提出期限

令和3年3月31日（水）から令和3年5月14日（金）17時までとします。

2 申請書の提出場所

個別実証事業に申請する物件の住所にある別添2に定めた地域木材団体とします。

（注）郵送の場合は、封筒に「J A S 構造材個別実証支援事業申請書在中」と記載してください。

3 申請書の作成、事業の内容等に関するお問い合わせ先
（事務局）

一般社団法人全国木材組合連合会 J A S 構造材利用拡大事業事務局

4 提出いただくもの

ア 第9に規定する事業申請書

イ 申請物件の助成対象となる J A S 構造材等が種類ごとに明瞭に色分け（凡例を表示すること。）され、判別することが可能な配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図、軸組図及び梁伏せ図等

ウ 建築確認申請等の写し（受付印のあるもの）

エ 申請物件に使用される木材、林産物 J A S の使用予定量、予定調達費がわかる木拾

い表（J A S 構造材の種類ごとに色分けすること。）等

オ 施工者として確認できる者から J A S 構造材個別実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請する場合には、権利の委譲を受けたことがわかる資料

5 提出にあたっての留意事項

ア 提出した申請書は、返却しません。

イ 提出した申請書は、変更又は取り消しができません。

ウ 申請書は、提出者に無断で当該事業以外の用途に使用しません。

第 1 1（個別実証事業申請の受付について）

地域木材団体は、個別実証事業申請者に対して事業申請受付書（様式 2 号）を通知します。

第 1 2（個別実証事業の採択について）

1 審査方法

第 1 0 の 3 の事務局は、提出された申請書について外部の有識者からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で個別実証事業を決定します。

2 審査の観点

事務局は、提出された申請書について外部の有識者からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で個別実証事業を決定します。

3 審査結果の通知

事務局は、審査結果通知書（様式 3 号）を個別実証事業申請者に通知します。

第 1 3（個別実証事業の実施及び注意点）

1 個別実証事業者は、審査結果通知書（様式 3 号）受領後、採択された個別実証事業をこの要領に基づき速やかに実施してください。

2 審査結果通知書（様式 3 号）に記載された日付以前の助成対象木材の調達費は、助成対象外となります。

第 1 4（個別実証事業の申請の取下げ）

1 個別実証事業者は、個別実証事業の実施が困難となった場合においては、速やかに J A S 構造材個別実証支援事業採択取り下げ申請書（様式 4 号）を全木連に提出し、その指示を受けなければなりません。

2 共同申請された個別実証事業において、共同事業者に変更がある場合は、速やかに取り下げ申請をした上で、変更後の事業者名により、様式 1 号により再度申請をするものとします。

3 全木連は、取り下げ申請書（様式 4 号）の内容を審査した上で、J A S 構造材個別実証支援事業採択取り下げ承認書（様式 5 号）により、個別実証事業者に申請の承認を通知します。

第 1 5（状況の報告）

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、個別実証事業者に対し、個別実証事業の進行状況に関する報告を求めることができますものとしします。

第16（個別実証事業の対象物件の確認）

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、個別実証事業の対象物件を確認することができますものとしします。

第17（交付申請書の提出）

- 1 個別実証事業者は、事業完了後、JAS構造材個別実証事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式6号）1部と以下に挙げる資料1部を添付し、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和3年8月31日（火）17時のいずれか早い期日までに提出してください。

なお、「事業が完了した日」とは、助成対象木材のJAS林産物の建て方が終了した日としします。

ア 個別実証事業で得られたJAS構造材の使用に関する情報等をまとめた報告書

- ① 構造用製材、2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）及び構造用LVLの場合は、様式6号－2（共通）及び様式6号－2－①（機械等級区分構造用製材ほか）
- ② CLTの場合は、様式6号－2（共通）、様式6号－2－②（CLT）－1及び2

イ 交付金額の査定に必要となる資料

ウ 記録写真

エ 決定通知（様式3号）の日付以降に材料発注があったことを証明する資料（発注書、材料指示書等）

オ 建築確認済証及び第9に定める付属資料において提出した建築確認申請又は建築工事届に変更があった場合は変更後の建築工事届又は建築確認申請のコピー

- 2 個別実証事業者は、第1項の交付申請書（様式6号）を提出するに当たり、消費税額を除外して申請しなければなりません。

第18（助成金の額の確定等）

全木連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が個別実証事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定通知書（様式7号）を個別実証事業者に通知するものとしします。

第19（助成金の支払い）

個別実証事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、助成金交付請求書（様式8号）を全木連に提出しなければなりません。

第20（交付決定の取り消し）

- 1 全木連は、個別実証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、個別実証事業者に対して、助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとしします。

ア 第17に定める交付申請書（様式6号）を提出しなかった場合。

イ 第9に定めるJAS構造材個別実証支援事業申請書（様式1号）の内容が第17に定める交付申請書（様式6号）と著しく異なる場合。

ウ 個別実証事業者がJAS構造材活用宣言の登録において、その内容に虚偽の記載を行ったことが判明した場合、宣言の登録が抹消された場合（共同申請を行っている宣言事業者の登録が抹消された場合を含みます。）、個別実証事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合。

エ 交付の決定後に生じた事情の変更等により、個別実証事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

オ 前4号に掲げる場合のほか、個別実証事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合。

2 個別実証事業者は、前項による返還命令を受けたときは、すみやかに返還しなければなりません。

3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第21（経理書類の保管等）

個別実証事業者は、個別実証事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

また、全木連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、公表できるものとします。

（附則）

この通知は、令和3年3月31日から施行するものとします。

別添 1

J A S 構造材活用宣言事業者が行う J A S 構造材個別実証支援事業の内容について

1 趣 旨

今後、人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、木材需要の拡大を図るには、現在木造率が低位な非住宅分野を中心に開拓することが必要です。このため、表示された品質や性能に基づき構造計算に対応が出来る木材の需要及び供給を拡大することが急務であり、特に格付実績の低位な無垢材等の J A S 製品の活用に向けた取組が重要です。

2 事業概要

建築事業者等が、非住宅建築物（公共建築物等における木材の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 2 条に定める建築物のうち国が整備するものを除く）等において、類事例の拡大が期待できる建築の構造部分等に J A S 構造材（機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材（乾燥処理を施したもの）、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、直交集成板、構造用集成材（中断面以上）又は構造用単板積層材）等を利用することを通じて、設計、調達、施工時等における J A S 構造材の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行っていただきます。